

随意契約の公表(水道局)

物品・修繕等

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
西野浄水場表逆洗ポンプ修繕	平成29年2月2日	(株)荏原製作所北海道支社	2,376,000	<p>本設備は、ろ過池の洗浄工程の一端を担うものである。それらの設備に不具合が生じた場合、ろ過工程が不可となり、浄水処理が滞る恐れがある。従って、浄水処理に支障をきたさぬよう定期的に本設備の整備を実施し、機能回復を図る必要がある。本修繕の対象機器は(株)荏原製作所 北海道支社が製造・据付したものである。試運転や調整の際には、他社には開示していないメーカー独自の製作図やクリアランス等の許容範囲が必要であり、それらのデータを保有している業者でなければ良否の判断及び施工調整ができない。また、上記データを保有している唯一の業者は左記業者のみである。以上より、左記業者に特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	藻岩浄水場
水道記念館展示装置修繕	平成29年3月6日	(株)乃村工藝社北海道支店	1,674,000	<p>本修繕の対象である水道記念館の展示装置は展示室全体で水の循環を表現するという統一されたコンセプトに基づき、左記の業者が企画・製作・据付を行った特注品である。 このため、修繕に必要なコンテンツやプログラム、特注品の仕様の詳細については、左記業者しか知りえず、他業者での施工は不可能であるため、随意契約とした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	総務課

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
土木工事設計積算システム改良業務	平成29年1月20日	東芝ソリューション(株)北海道支社	1,544,400	本業務は、本市で発注する土木工事の設計積算に使用している、「土木工事設計積算システム」の一部である「水道積算システム」の改良を行うものである。 「土木工事設計積算システム」の著作権は「東芝ソリューション株式会社 北海道支社」が有しており、財政局 工事管理室が保守管理を主管とし、その運用維持管理業務は左記業者が受託していることから、左記業者を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	計画課
藻岩浄水場自家発電設備点検業務	平成29年2月2日	ヤンマーエネルギーシステム(株)札幌支店	1,188,000	本業務の対象となる機器は、左記業者が製作・納入したものである。 自家発電設備は、停電時に浄水処理を円滑行うために必要不可欠な設備である。対象機器には業者独自の開発部品が多い為、点検整備にあたっては、その業者のみが知るノウハウが要求される。よって、製造時からのエンジンや発電機の仕様及び部品の詳細なデータを保有している業者でなければ正確な判断を行うことができない。 また、点検整備後においても総合的な調整が必要であることから、他業者での機能診断は不可能である。 自家発電設備に関して、左記業者以外の者が本業務を行って不具合が生じた場合、製造メーカーの補償などが得られない上、非常時の浄水処理停止などの重大事故につながる。 以上の理由により当該業者にしか施行ができないことから、左記業者を特定することとする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
貯蔵品管理システムインフラ設計構築業務	平成29年2月13日	(株)HBA	2,403,000	現在履行中である「貯蔵品管理システム移行開発業務」は、インフラを本市が提供する条件でアプリケーションの製造業務として委託した。しかし、「貯蔵品管理システム移行開発業務」履行中にイントラネットと貯蔵品管理システムを接続することによりセキュリティ要件を充足できないことが判明したことから、この要件を満たすためにインフラ機器を別途調達し、設計構築業務を行うことが必要となった。インフラの設計及び構築は、「貯蔵品管理システム移行開発業務」で製造するアプリケーションを稼働させる上で密接に関連する付帯業務であり、データベース及びアプリケーションの仕様を熟知していなければ、効率的で確実な業務を遂行することができない。左記業者は、「貯蔵品管理システム移行開発業務」によりインフラ構成の概要も把握していることから、設計時間の短縮、構築におけるアプリケーション、インフラ双方の調整が可能であり効率的な作業により経費を削減し、確実に業務を遂行することができる。以上のことから、本業務の委託先を「貯蔵品管理システム移行開発業務」の受託者である株式会社HBAに特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	給水課
水道記念館管理運営業務	平成29年2月16日	(一財)札幌市水道サービス協会	41,747,400	当業務は、企画内容の良否が第一義であり、企画の提案には高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とする。このことから、本件は競争入札には適さないため、公募の企画競争による選考の結果、最も審査内容に合致している案を提示した左記業者と随意契約を行ったものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	総務課
上下水道料金督促収納等業務(総価+単価契約)	平成29年2月16日	(一財)札幌市水道サービス協会	116,814,960	業務の特性 当業務は、料金の未納者に対し納期内納付の指導により、未納発生を抑制を図ることを目的としており、未納者との折衝において様々なトラブル発生要因があることから、メーター検針行程と収納サイクルの関係や口座振替制や指定代理納付制(カード制)の説明など、本市の料金制度全般に渡る知識が必要である。また、冬期間、積雪のためメーター検針が不可能なことから概算請求分が未納となった場合、雪解け後のメーター検針の際に、概算請求分の過不足の精算を行う旨の説明や、このことによる使用水量の過多・過少に関する苦情や問い合わせについて使用者への確かな説明を行うには、これら本市の料金制度や積雪寒冷地といった諸事情に関する知識の習得が求められる。 業者の特定 当業務は、本市の料金制度全般に渡るノウハウや、積雪寒冷地といった地域特性を踏まえ総合的に適切且つ確実な遂行を必要とするものである。左記業者は、本市水道事業の合理的運営と市民福祉の向上に寄与することを目的として設立した財団法人であり、昭和54年の設立当初から蓄積された様々なノウハウの活用により、これまでの高い収納率(99%台)の確保に貢献している。以上のことから、札幌市の水道事業において専門知識及び技術を有する唯一の団体である(一財)札幌市水道サービス協会を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	営業課
維持用単価契約積算・管理業務	平成29年2月17日	東芝ソリューション(株)北海道支社	2,160,000	維持用単価契約の単価積算及び単価契約システムは、財政局工事管理室が保守管理している土木工事設計積算システムを基に更新、管理を行っている。このシステムを開発し、著作権を所有する業者でなければ本業務の更新作業ができないため、東芝ソリューション(株)北海道支社を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	給水課
水質情報管理システム保守点検業務	平成29年2月24日	富士通エフ・アイ・ピー(株)北海道支社	1,652,400	本システムは自動水質計器で測定された水源・給配水等の様々な水質情報を、中間サーバを経て収集・データベース化し、これらを情報処理することにより、常時水質監視等を行うシステムである。 上記業務は、本システムの主要部分を構成するサーバ及びソフトウェアの定期的な点検整備、良否判断、不具合発生時等の対応を行うものである。 本システムのソフトウェアは著作権法で保護され、左記業者がパッケージソフトウェアを本市用にカスタマイズしたものである。また、財務課所管のサーバ機器に左記業者がソフトウェアを組み込み、設置・設定作業を行っているため、本システムのプログラム構造や、データベースサーバにデータを受け渡している中間サーバ(他社サーバ)との連携方法等は左記業者以外には知りえない情報である。 さらに、本システムに不具合が生じた場合には常時水質監視ができなくなり、水道水質管理に影響を与える恐れがあるため、本システムの不具合発生時においては、迅速かつ信頼性における復旧作業を行う必要がある。 従って、本業務は本システムについて熟知・精通している左記業者しか行うことができない。 以上の理由により、本業務で求める条件を満たす業者は他には存在しないことから、左記業者を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水質管理センター
給配水管管理システム保守管理サポート業務	平成29年2月27日	(株)つうけんアドバンスシステムズ	37,584,000	本業務は、給配水管管理システムの運用保守管理を行う業務であり、このシステムを熟知している必要がある。(株)つうけんアドバンスシステムズは、システム環境におけるサーバ・端末機器の設定に関する特有な技術を習得していることに併せ、当該システムは、同社の所有するライセンスのみで運用することができ、迅速かつ、信頼性の高い保守管理サポート業務を行うことができる唯一の業者である。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	給水課

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
水道局収納金集金業務	平成29年2月27日	(株)北海道銀行	9,018,000	水道局各庁舎の現金収納員等が収納した金銭は水道局会計規程第29条の規定により、収納した日もしくは翌日までに収納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に払い込まなければならない。過去には、収納取扱金融機関の派出所が水道局各庁舎内に配置され、金銭の払い込み及び入金処理が円滑に行われていたが、撤退したことにより、金銭を庁舎外の金融機関に払い込まなければならない。払い込み後において迅速に水道局の収入とするには、各庁舎単位で収納取扱金融機関の事務センターに直接持ち込む必要があり、事故防止の観点から複数名の職員で運搬しなければならない。また、水道局各庁舎で領収した収納金と収納原符の取りまとめ及び払い込みを一括して委託することで、個人情報漏洩防止及び一連の業務として効率化が図ることができ、職員配置や経費面等事務効率の観点から、専門業者に委託することが合理的であり、安全性も確保される。 左記業者は、札幌市水道局と収納取扱金融機関として複数年の契約を結んでおり、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等全ての収納金及び収納原符を取りまとめ、読み取り処理及び収納データ作成まで一連の業務を行っている。 これらのことから、当局の仕様に沿って指定期日までに安全確実に払込業務を遂行できる唯一の業者である左記業者を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	営業課
上下水道料金収納原符読み取り処理及び収納データ作成業務(単価契約)	平成29年2月27日	(株)北海道銀行	4,864,294	収納取扱金融機関等の窓口や口座振替(伝送外金融機関)で支払われた収納データについては、上下水道料金オンラインシステムへ収入日等を早期に反映させるため、当局の電算処理に沿って指定期日までに収納データの読み取り及びシステムへの取込が可能な収納データの作成を行う必要がある。また、取りまとめた収納データには、お客様番号・住所・氏名のほか、口座番号・支払い金額等の重要な個人情報が多く含まれており、これらの収納データを適正に管理、保護する必要がある。このため、収納原符の取りまとめから収納データの読み取り、収納データ作成までの一連の業務を同一業者に一括委託することで、収入確認の最短化と、未収金に係る収納業務の効率化につながるのと同時に、個人情報の保護が図られる。 左記業者は、当局の収納取扱金融機関であり、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等のすべての収納金及び収納原符の取りまとめを行っており、本業務を一括して履行できる唯一の業者であることから、左記業者を特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	営業課
藻岩浄水場自動扉保守点検業務	平成29年3月6日	フルテック(株)札幌支店	1,188,000	本業務の自動扉設備は、寺岡オートドア製の設備を採用しており、左記業者は同メーカー唯一の保守点検業者である。保守点検はメーカー保有の技術に依る部分が多く、他社では適合部品の調達や性能評価が的確でない。また、本自動扉は来客の使用や休日の使用もあり、故障等には迅速な対応が求められる。したがって、これらの条件を満たすサポート体制が確立している左記業者以外に施行することは不可能である。なお、左記業者は、平成27年7月1日に社名を寺岡ファシリティーズ株式会社からフルテック株式会社に変更している。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
水道局本局庁舎エレベーター設備保守管理業務	平成29年3月6日	三菱電機ビルテクノサービス(株)北海道支社	1,613,520	水道局本局庁舎のエレベーター設備は、三菱電機(株)製の設備を採用しており、左記業者は、同メーカーの唯一の保守管理業者である。 本業務のエレベーター設備は、左記業者が作製、納入したもので、保守点検はメーカー保有の技術に依る部分が多く、他社では適合部品の調達や性能評価が的確でない。また、本エレベーターは一般市民や多数の業者の使用もあり、故障等の際には迅速な対応を取ることが出来るサポート体制が求められるが、本条件を満たす業者は左記業者以外に存在しない。 以上より、特命による随意契約とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	総務課
水道局平岸庁舎警備業務	平成29年3月13日	(株)ベルックス	1,296,000	当該業務の現行契約は、平成29年3月31日で終了する。当初、平成29年度以降の契約について、「札幌市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」により複数年契約を予定していた。しかし、平岸庁舎は、仮称「平岸高台テニスコート」のオープンに合わせ、平成29年から30年にかけて、大幅な改修工事が行われることとなり、平成30年度の平岸庁舎警備業務は大幅な仕様変更が必要となるため、複数年契約が出来ない。そこで、現契約者を含め5社から参考見積もりの提出を受けたところ、現契約者から、著しく安価な金額提示があった。契約の相手方が現契約者から変更となった場合、設備に係る初期投資が必要となるため、契約金額が高額となり、本市にとって不利になることが明らかであるが、これを現契約者と契約した場合には、機械警備の機器類が29年度においても現状のまま使用できるため、市価に比して、著しく安価な契約が可能となり、かつ安定的な役務の提供を受けられる。以上により、29年度は、単年度契約とすることが、合理的と判断し、現契約者である左記業者を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号及び第7号に該当)	営業課
財務会計システム維持管理業務	平成29年3月15日	(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道	7,724,160	本業務は、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道社製の財務会計システムの運用支援や障害時の復旧作業等の保守を実施するものである。この業務を的確に実施するためには、財務会計システム全体に対する正確な知識と熟練された経験が必要となる。また、本システムの構築情報は、外部に公開されていないことから他社では、業務を遂行することはできず、この業務を実施する能力を有している業者は、財務会計システムの構築を行った左記業者1社しか存在しない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	財務課
仮想統合サーバ移行支援および運用支援業務	平成29年3月15日	NECフィールディング(株)	2,430,000	本業務は、平成28年度に調達した仮想統合サーバ(以下、「新サーバ」という。)について、新サーバへの各業務システムの移行支援及び新サーバの運用支援を行うものである。 新サーバ上では、複数の業務システム(電話受付、ハンディターミナル検針、マッピング、ファイリング、セキュリティ、水質情報管理)が稼働する予定であり、各システムの新サーバへのスムーズな移行と移行後の安定稼働が求められる。 このため、移行支援作業や運用支援作業の受託者は、新サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。 左記業者は、新サーバの構築業者であり、新サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知していること、また、これらの条件を満たす者は他にない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	財務課
配水センター計算機設備保守業務	平成29年3月17日	美和電気工業(株)札幌支店	3,564,000	本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。 当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去の保守データ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ配水センタープロセスの制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。 本業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整(入出力信号変換精度調整)・良否判断を求めている。 当該システムは、横河電機(株)がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である左記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、左記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。また、左記業者はシステム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発生した異常や故障にも対応可能である。したがって、本業務は、左記業者でなければ行うことができない。 (根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当するため)	配水センター

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
藻岩浄水場ほか計算機設備保守業務	平成29年3月17日	美和電気工業(株)札幌支店	3,672,000	本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。 当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去の保守データ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ西野・宮町浄水場のプロセス制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。 本業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整(入出力信号変換精度調整)・良否判断を求めている。 当該システムは、横河電機(株)がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である左記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、左記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備・性能評価が出来ない。また、左記業者はシステム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発生した異常や故障にも対応可能である。したがって、本業務は、左記業者でなければ行うことができない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	藻岩浄水場
白川浄水場計算機設備保守業務	平成29年3月17日	美和電気工業(株)札幌支店	10,368,000	本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。 当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去のデータ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ白川浄水場プロセスの制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。 本業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整(入出力信号変換精度調整)・良否判断を求めている。 当該システムは、横河電機(株)がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である左記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、左記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備・性能評価ができない。また、左記業者はシステム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発生した異常にも対応可能である。したがって、本業務は、左記業者でなければ行うことができない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
定山溪浄水場計算機設備保守業務	平成29年3月17日	美和電気工業(株)札幌支店	1,512,000	本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。 当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去のデータ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ定山溪浄水場プロセスの制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。 本業務では、製造メーカーの技術基準に基づいた点検・調整(入出力信号変換精度調整)・良否判断を求めている。 当該システムは、横河電機(株)がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である左記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、左記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備・性能評価ができない。また、左記業者はシステム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発生した異常にも対応可能である。したがって、本業務は、左記業者でなければ行うことができない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	白川浄水場
水源水質計器保守点検業務	平成29年3月17日	美和電気工業(株)札幌支店	6,480,000	本業務で保守点検を委託する水質計器は、河川水の油分やアンモニア濃度等を24時間365日連続で測定している。この測定結果から得られる情報は、浄水場における注入率の決定や水源水質異常の早期発見に活用されており、浄水場の適正で安定した運転に必要不可欠である。 これら水質計器は、横河電機株式会社独自の技術開発により製作され、技術基準等は一般に公開されていない。 この横河電機株式会社が保有する技術およびデータを継承する保守代理店は、これら水質計器を納入、設置した左記業者のみである。 本業務で求めている水質計器の点検整備、装置の感度維持及び故障時対応等の保守管理は、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び劣化診断における良否の判定はできない。 以上の理由により、本業務で求める条件を満たす業者は他には存在しないことから、左記業者を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水質管理センター
給配水モニタ保守点検業務	平成29年3月17日	美和電気工業(株)札幌支店	26,460,000	本業務で保守点検を委託する給配水モニタは、市内給水栓及び配水池の濁度、色度、残留塩素及び電気伝導率等を24時間365日連続で測定している。この測定データは水質管理センターが保有する水質情報管理システムに送信しており、水道水の水質を常時把握するための重要な装置である。 給配水モニタは、横河電機株式会社独自の技術開発により製作され、この設備の技術基準等は外部に公開されていない。この横河電機株式会社のみが保有する技術及びデータを継承する唯一の保守代理店は、給配水モニタを納入、設置した左記業者のみである。 本業務で求めている、給配水モニタの点検整備、装置の感度維持及び故障時対応等の保守管理においては、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び劣化診断における良否の判定はできない。 以上の理由により、本業務で求める条件を満たす業者は他には存在しないことから、左記業者を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水質管理センター
水道局本局庁舎空調自動制御設備等保守管理業務	平成29年3月17日	ジョンソンコントロールズ(株)北海道支店	2,181,600	空調設備は、建物全体の空気の温度、湿度、清浄度を良好かつ適切に保つために設置されているが、そのうち自動制御機器は、外気温などの外部負荷や室温、湿度を検出し、冷暖房、換気等各設備の運転調節を自動で操作するための機器である。 空調設備全体の構成と空調システムの運転方式は、建物ごとに独自に設計されているものであり、これらの制御を行う自動制御機器の保守管理や故障時の対応には、製造メーカーのみが余裕している技術やデータが必要である。 水道局本局庁舎の自動制御機器は、横河ジョンソンコントロールズ株式会社(現ジョンソンコントロールズ株式会社)製であり、左記業者は、当該機器に係る技術やデータを保有している道内唯一の会社であることから、特命による随意契約とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	総務課
窓口オンラインシステム運用保守業務	平成29年3月21日	日本ユニシス(株)北海道支店	15,940,800	本システムは、大規模かつ複雑なシステムとなっているため、安定運用には本システムの正確な理解と把握が不可欠である。左記業者は、ホスト機からサーバ機への移行を行った業者であり、サーバ機器運用にかかる基盤システムについては、著作権を有していること、豊富な運用実績を持っていることなどから、本システムの情報資産や動作環境に精通している。 左記業者以外が業務を履行する場合、本システムの構成を解析し習得するには膨大な作業時間を要し、運用におけるリスクや経費の増大は明らかであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	給水装置課
業務統合サーバのハードウェア保守業務	平成29年3月21日	日本ユニシス(株)北海道支店	3,287,790	本業務は、平成22年度に調達した業務統合サーバのハードウェアの保守を行うものである。 当該サーバ上では、7つの業務システム(電話受付、ハンディターミナル検針、マッピング、ファイリング、貯蔵品管理、セキュリティ、水質情報管理)が稼働しており、各システムの安定稼働が求められている。このため、障害発生時には、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知した上で、速やかに復旧するとともに根本的な原因究明を行う必要がある。 左記業者は、当該サーバの機器納品業者かつ仮想化基盤等の構築業者であり、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知していること、また、これらの条件を満たす者は他にない。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	財務課

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
料金統合サーバのソフトウェア保守業務	平成29年3月21日	日本ユニシス(株)北海道支店	6,977,880	本業務は、平成24年度に調達した料金統合サーバのソフトウェアの保守を行うものである。 当該サーバ上では、上下水道料金オンラインシステム及び窓口システムが稼働しており、各システムの安定稼働が求められている。このため、障害発生時には、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知した上で、速やかに復旧するとともに根本的な原因究明を行う必要がある。 左記業者は、当該サーバの仮想化基盤等を設計・構築した業者であり、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知しており、また、これらの条件を満たす者は他にない。 (地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号)	財務課
上下水道料金オンラインシステム等運用保守業務	平成29年3月21日	日本ユニシス(株)北海道支店	63,763,200	当業務は、上下水道料金業務を担う基幹オンラインシステム等を効率的かつ正常に運行させるために必要なものであり、安定した業務運用、万一障害が発生した場合には、迅速・確実な対応が求められる。また、本システムは平成25年7月にサーバ機器更新(OS及びミドルウェア等の更新含む。)に伴うアプリケーションの移行を終えたシステムであり、大規模かつ複雑なシステムとなっているため、安定運用には本システムの正確な理解・把握が不可欠である。 左記業者は、本業務システムの製作者で、サーバ機器更新に伴うアプリケーション移行業務を実施した業者であり、サーバ機器運用に係る基盤システムについて、著作権を有しており、これまでの豊富な運用実績から、本システムの情報資産、動作環境に精通している唯一の業者である。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当)	営業課
水道記念館展示装置等保守点検業務	平成29年3月21日	(株)乃村工藝社北海道支店	4,914,000	当該展示装置機器は、左記業者が企画・製造・設置者であり、機器装置などの動作制御方式や演示・演出などのソフトは、主制御システムによって複合的にコントロールし作動させている。これらソフト及びシステムは一般共通のものでなく、特注により製作されたものであり、製造者でなければその仕様及びプログラムの詳細を知りえない。 よって、これらの条件を満たすサポート体制が確立している左記業者以外に施行することは不可能である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	総務課
道路占用許可申請等受付入力管理業務	平成29年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	31,920,480	本業務は、水道局発注の配水管整備などの請負工事及び水道工事事業者による給水装置工事における道路占用許可申請の受付・入力を行うものである。年間5000件近くある申請について、適切かつ効率的に業務を行うためには、本業務の受託者に以下の条件を全て満たすことが求められる。 ① 水道工事事業者等からの申請内容に対して、適切な判断及び指導を中立的な立場で行えること。 ② 申請書に記載される工事条件(構造物の形状、工事方法など)が、実際の工事内容と合致し正確なものとなっているかなど、水道工事の専門知識を基に判断できること。 ③ 道路管理システムの特異な機能や操作を熟知し、効率的に作業を進めることができる知識と技術を有すること。 左記法人は、水道の円滑な普及および適正かつ合理的な向上に寄与することを目的に設立された財団法人であり、自らは給水装置工事等を行っていないことから、水道工事事業者に対して中立的な立場を有している。同法人は水道技術管理者や給水装置工事主任技術者などの多数の資格所有者が在籍しており、水道工事にわたる専門知識を有し、なおかつ、配水管の点検や給水装置の検査等の業務を行っているため、実際の現場において専門知識を有している。また、積雪寒冷地である本市特有の水道に関する知識も併せ持っている。さらに、道路管理システムによる道路占用許可申請のあり方や機器操作についても、必要な知識やノウハウを有し、効率的な作業を行うことができる。 上記の条件をすべて満たし、本業務を適切かつ確実に遂行できる団体は左記法人だけである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	給水課
管路維持管理業務	平成29年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	294,308,640	本業務は、配水管路の機能保全や事故の未然防止のために管路の維持管理及び漏水調査を行うものである。 ①(一財)札幌市水道サービス協会は、本市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上のため、専門的協力機関として、本市の出資により設立された財団法人であり、設立当初より、技術の指導とノウハウの継承のため、水道局職員の派遣が行われてきた。 このため、当該法人は浄水場から給水装置までの水道管路全般に関する専門的知識と管路及び弁栓類の機能調査や補修などの技術情報の蓄積と経験を有しており、これらの知識と経験を基に水道管路全般に関する維持管理業務を一体的に行うことができ、かつ、効率的で確実な業務の遂行が可能である。 ②当該法人は、漏水調査において多くの個人情報を取り扱い、日常的に民地への立入調査を行っており、本市の出資団体としてこれまで当該業務における実績を着実に積み重ね、市民の認知度・信頼度を十分に有している。 ③当該法人は、他都市の災害復旧において度々職員を派遣しており、非常時においても適格かつ迅速に当該業務を遂行できる体制を有している。 以上のことから、本業務を遂行できる能力を有するのは当該法人だけである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	給水課
地下埋設物・給水装置台帳情報提供管理業務	平成29年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	41,407,200	本業務は、給配水管に関する情報図書や給水装置台帳の閲覧、提供の他、給水装置工事の適切な施工管理に資する助言などを水道局に代わって行うものである。本業務の遂行にあたっては、水道全般にわたる専門的な知識を有し、工事等における事故・トラブル防止などの助言を効果的かつ的確に遂行できることが求められる。現時点でこれらの条件を満たす団体は、左記団体だけである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	給水課
給水装置工事検査業務	平成29年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	167,391,360	一般財団法人札幌市水道サービス協会は、信頼できる水道事業の専門的協力機関として、札幌市が主体となって設立したものであり、業務の特殊性として、民間の指定事業者が施工した工事の検査を行うことから、中立性や公平性確保の観点での業務遂行が必要である。また、当該団体は、水道法及び本市の基準等に関する専門知識を有する職員及び国家資格である「給水装置工事主任技術者」の有資格者が多数在籍するとともに、これまで本市検査業務を直接経験し、給水装置の検査業務に精通している人材の確保が可能であることから、本業務を適切かつ確実に遂行できる団体は当該団体だけである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	給水装置課
小規模貯水槽水道衛生管理改善指導業務	平成29年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	30,365,280	本業務は、小規模貯水槽の設置者に対し施設の管理状況などに関する指導・助言を行う公共性の強い内容であり、簡易専用水道の検査等の技術力と水道全般にわたる専門的な知識を必要とされる。しかし、水道法及び給水条例では、点検調査に対する強制力を持たないことから、設置者等への受検意欲を促す折衝力、過去の業務実績による対応力並びに知名度による信頼性に加え、蓄積された対象施設の管理情報や指導経緯並びに受検協力施設の傾向等の情報を活用した折衝を継続することが不可欠である。左記法人は、国の登録を受けた簡易専用水道の検査機関として、これまでの検査実績や設置者等への指導・助言などの経験が豊富であり、かつ、適切な折衝を継続するためのデータベースシステムを構築しているなど、本業務に必要なノウハウを全て兼備しており、さらに、国家資格である「給水装置工事主任技術者」の有資格者が多数在籍しているなど、上記の特殊性に対応でき、的確に遂行できるのは左記法人だけである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	給水装置課

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
水道局配水施設等維持管理業務	平成29年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	79,794,720	<p>本業務は、市民に水道水を供給する配水施設の安定的な運転の維持を目的としており、その業務内容は送・配水施設(ポンプ場・配水池等)の受配電設備・機械設備・計装設備等の設備の日常点検を主たる内容としているほか、高区施設の運用状況を踏まえたポンプ設備・自家発電設備の運転停止切り換え操作、各機器の運転状態的確な適否判断、配水池等での残塩測定、軽微な修繕作業など、土木・建築・電気・機械分野等の多岐に渡っている。このため、業務の円滑な履行には、受託者が次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。</p> <p>①送・配水施設の維持管理に関する豊富な知識(土木、電気、機械分野等)、送・配水施設の維持管理業務の経験を有していること及び本市水道システム(浄水、配水、給水等)を理解し、当該業務への応用力、適応力があること。</p> <p>②常に技術向上及び事故防止に努め、緊急時に対応を行える体制を有していること。</p> <p>③委託期間中業務が不断かつ確実に履行される必要があり、事業の継続に対する信頼性が高いこと。</p> <p>左記法人は、本市水道事業の適正で合理的な維持管理などを目的に設立された本市出資の法人であり、水道技術管理者としての資格要件を有する者、水道施設管理技士、電気主任技術者などの技術者を有し、本業務を確実に遂行する技術力を有している。また、平成8年度より本業務を受託しており、本業務に必要な知識、長期経験によって得られる不測時の迅速な判断能力および事前予知などのノウハウ、さらに施設が不良の際に影響を及ぼす配水範囲や配水量の特徴などを含めた総合的な知識を十分に有している。</p> <p>以上のことから、本業務に必要な上記条件を全て満たし、適切且つ確実に遂行できる団体は、当該法人だけである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	配水センター
西野・宮町浄水場管理業務	平成29年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	138,931,200	<p>本業務は、市民生活の生命線である水道水を安全かつ安定的に処理する浄水場の「運転管理」及び「施設・設備の維持管理」を行うものである。浄水場には多種多様な設備・機器が広範囲に配置され、これらの設備がシステムとして連携しなければ浄水処理を行うことはできない。</p> <p>このように、本市の水道事業において「運転管理」及び「設備・施設の維持管理」からなる「浄水場管理業務」は、その根幹を成す業務であることから、受託者が次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。</p> <p>① 浄水場施設・設備の維持管理に関する豊富な知識(土木、電気、機械分野等)、浄水場維持管理業務の経験を有していること及び本市水道システム(水源、浄水、配水、給水、水質管理)を理解し、当該業務への応用力、適応力があること。</p> <p>② 常に技術向上及び事故防止に努めるとともに、緊急時に適切な対応を行える知識・能力を有していること。</p> <p>左記法人は、本市水道事業の適正で合理的な維持管理などを目的に設立された本市出資の法人であり、水道技術管理者としての資格要件を有する者、水道施設管理技士、電気主任技術者などの技術者を有し、本業務を確実に遂行する技術力を有している。</p> <p>また、平成16年度より本業務を受託し、作業手順や機器の役割等に関するマニュアルの作成・更新や研修等の実施により技術力の強化を図ることで、浄水水質に与える影響を十分に認識できる能力を備えており、不測時の迅速な判断能力や事前予知のノウハウなど総合的な知識を十分に有している。</p> <p>以上のことから、本業務に必要な上記条件を全て満たし、適切且つ確実に遂行できる団体は、当該法人だけである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	施設管理課
藻岩浄水場維持管理業務	平成29年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	89,398,080	<p>本業務は、市民生活の生命線である水道水を安全かつ安定的に処理する浄水場の「施設・設備の維持管理」及び「排水処理施設の運転等」を行うものである。浄水場には多種多様な設備・機器が広範囲に配置され、これらの設備がシステムとして連携しなければ浄水処理を行うことはできない。</p> <p>このように、本市の水道事業において浄水処理のための設備・施設の維持管理は、その根幹を成す業務であることから、受託者が次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。</p> <p>① 浄水場施設・設備の維持管理に関する豊富な知識(土木、電気、機械分野等)、浄水場維持管理業務の経験を有していること及び本市水道システム(水源、浄水、配水、給水、水質管理)を理解し、当該業務への応用力、適応力があること。</p> <p>② 常に技術向上及び事故防止に努めるとともに、緊急時に適切な対応を行える知識・能力を有していること。</p> <p>左記法人は、本市水道事業の適正で合理的な維持管理などを目的に設立された本市出資の法人であり、水道技術管理者としての資格要件を有する者、水道施設管理技士、電気主任技術者などの技術者を有し、本業務を確実に遂行する技術力を有している。</p> <p>また、平成元年度より本業務を受託し、作業手順や機器の役割等に関するマニュアルの作成・更新や研修等の実施により技術力の強化を図ることで、浄水水質に与える影響を十分に認識できる能力を備えており、不測時の迅速な判断能力や事前予知のノウハウなど総合的な知識を十分に有している。</p> <p>以上のことから、本業務に必要な上記条件を全て満たし、適切且つ確実に遂行できる団体は、当該法人だけである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	施設管理課
白川浄水場維持管理業務	平成29年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	156,049,200	<p>本業務は、市民生活の生命線である水道水を安全かつ安定的に処理する浄水場の「施設・設備の維持管理」及び「排水処理施設の運転等」を行うものである。浄水場には多種多様な設備・機器が広範囲に配置され、これらの設備がシステムとして連携しなければ浄水処理を行うことはできない。</p> <p>このように、本市の水道事業において浄水処理のための設備・施設の維持管理は、その根幹を成す業務であることから、受託者が次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。</p> <p>① 浄水場施設・設備の維持管理に関する豊富な知識(土木、電気、機械分野等)、浄水場維持管理業務の経験を有していること及び本市水道システム(水源、浄水、配水、給水、水質管理)を理解し、当該業務への応用力、適応力があること。</p> <p>② 常に技術向上及び事故防止に努めるとともに、緊急時に適切な対応を行える知識・能力を有していること。</p> <p>左記法人は、本市水道事業の適正で合理的な維持管理などを目的に設立された本市出資の法人であり、水道技術管理者としての資格要件を有する者、水道施設管理技士、電気主任技術者などの技術者を有し、本業務を確実に遂行する技術力を有している。</p> <p>また、平成4年度より本業務を受託し、作業手順や機器の役割等に関するマニュアルの作成・更新や研修等の実施により技術力の強化を図ることで、浄水水質に与える影響を十分に認識できる能力を備えており、不測時の迅速な判断能力や事前予知のノウハウなど総合的な知識を十分に有している。</p> <p>以上のことから、本業務に必要な上記条件を全て満たし、適切且つ確実に遂行できる団体は、当該法人だけである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	施設管理課

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
水道水質監視・管理業務	平成29年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	95,372,640	<p>本業務は、浄水場が安定的に浄水処理を行い、清浄で安全な水が市民へ供給されていることを確認するため、水道水源の監視から浄水処理の各過程および給水栓の水質確認まで、一連の水質監視・管理を行う基幹的な業務である。</p> <p>この業務の遂行にあたっては、平常時のみならず事故時にも、本市と十分に連携して適切に対応するため、受託者が次の高い業務遂行能力を備えていることが必要である。</p> <p>① 札幌市の水道水源である3河川(豊平川、琴似発寒川、星置川・滝の沢川)はそれぞれ流域特性が異なるため、その特性を十分理解したうえで降雨状況などに応じて異常状態を察知し、状況把握しなければならず、それに必要な知識と経験に裏付けられた判断力を有していること。</p> <p>② 水道水源の異常時には、浄水場へ影響を予測して迅速に対応しなければならず、そのために必要な浄水処理に関する知識・経験を有し、局と連携した対応ができること。</p> <p>③ 浄水場の各処理過程の水及び市内各所の給配水の水質管理に関わる業務を遂行するにあたり、水質検査に関する技量のみならず、異常の判断と状況的確な把握が求められており、その際に浄水場毎の特性を把握した上で対応する能力を有していること。</p> <p>左記法人は、本市水道事業における適正かつ合理的な維持管理などを目的として昭和54年に設立され、現在まで水源監視、浄水処理、水質管理について水道局が有する知識、技術、ノウハウ等を伝授、継承、蓄積してきた。</p> <p>上記の条件をすべて満たし、本業務を適切かつ確実に遂行できる団体は、当該法人だけである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	施設管理課
水道メーター検針等業務(単価契約)	平成29年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	474,172,244	<p>検針業務は、平成24年8月から民間事業者へ委託を開始したが、積雪寒冷地である本市の検針業務の特殊性から、業務履行の安全性を確保し、業務の停滞や市民サービスの低下を招かぬよう実施するため、当業務の民間事業者への委託拡大については、計画的かつ段階的に行っており、平成31年度からは北区・東区を民間事業者の委託地区へと拡大する方針としている。</p> <p>本業務の委託地区(北区・東区・中央区・南区)のうち、中央区・南区は、他区と比較すると駅前・大通・すすきの地区などの商業地域や山沿いに建物がある地域、定山溪エリアのような広域にわたり建物が点在している地域となっており、極めて検針が困難かつ効率が悪い地域特性がある。その地域特性から、業務の安定履行を確保するには検針業務全般に係る高い技術力(水中検針器の操作、水抜き装置の漏水調査、凍結への対応、障害メーターへの対応等)と豊富な知識(概算水量に伴う料金精算、苦情処理等の対応、漏水減額・水量の過多過少チェック等の起票、確認方法等)及び経験が必要である。一方では、段階的に民間事業者の委託地区の拡大を進める中で、業務履行の安定性を確保し、利用者に対する信頼を維持するため、民間事業者に対して業務に関し適切な助言を行うことができる事業者も必要である。</p> <p>左記事業者は、長年にわたって水道局職員を派遣しノウハウの継承を進めてきたことやこれまで培ってきた豊富な実績と経験に基づき、その業務内容は、市民から高い信頼を得ている。このことから、極めて検針が困難かつ効率が悪い地域特性がある本業務を安定的に履行できる能力を有し、かつ民間事業者の補完的役割が担える事業者は、(一財)札幌市水道サービス協会以外にない。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	営業課
新設登録調査業務	平成29年3月23日	(一財)札幌市水道サービス協会	24,792,480	<p>本業務は、新設工事の給水装置工事検査後の情報をもとに、給水装置及び使用者情報等の現地調査を行い、データを起票のうえ上下水道料金オンラインシステムに登録する業務である。本業務の履行にあたっては、給水装置工事に関する知識に加えて、検針業務はもとより、料金徴収業務や給水装置工事など本市水道事業全般の知識を有することが不可欠である。また、本業務は、料金調定の根幹を成す初動業務であり、その後の検針業務を遅滞なく進めるうえで、正確かつ迅速な業務処理能力が必要である。</p> <p>左記事業者は、長年にわたり本市の検針業務や督促収納業務を受託しており、その豊富な実績と経験に基づき、水道事業に関する様々な知識を有している。また、本業務の委託開始以前から、本業務と密接に関連する給水装置工事検査業務を受託しているため、一体的な業務処理体制を構築することで、迅速な業務処理が可能であり、業務の安定履行が確保される。以上のことから、本業務の受託者として必要な上記の要件を満たす事業者は、(一財)札幌市水道サービス協会以外にない。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	営業課
水道局じん芥収集運搬業務(単価契約)	平成29年3月23日	(一財)札幌市環境事業公社	1,305,948	<p>(一財)札幌市環境事業公社は、札幌市において、じん芥収集業務を許可されている唯一の業者であるため、(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の一般廃棄物収集運搬業者としての許可)</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	総務課
札幌市水道局職員健康診断業務(単価契約)	平成29年3月23日	札幌市職員共済組合	8,865,622	<p>本業務は、労働安全衛生法第66条等の関係法令に基づき、水道局職員に対し健康診断を行うものである。</p> <p>本局の健康診断は、受診職員数が多数に上りかつ、健診区分及び検査項目についても多岐にわたる。加えて、年間を通じた健診の実施、1日で必要な健診を終えることができるよう、一般健診と特殊健診等を同日に実施することなど、全ての職員が受診しやすい実施体制が求められる。</p> <p>左記団体は、札幌市職員(組合員)の健康管理を一元的に実施することを目的に健康管理センターを設置し、平成8年度から現在の体制で健康管理を実施してきたが、本局の実情に応じた柔軟な実施体制が確立されており、本局職員の健診受診率は例年高い水準を保っている。</p> <p>また、健康管理センターにおいては、個々の健診結果に応じた事後指導、各種検査結果の統計に基づいた健康教育を行っているが、これらのことを効果的に実施するために、同一の基準及び方式に基づいた健診結果をもとに、健康状態の特性及び検査結果数値等の経年的データ収集が可能な体制が組まれている。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	総務課
水道料金等のクレジット収納に係る情報処理業務(単価契約)	平成29年3月24日	GMOペイメントゲートウェイ(株)	7,808,400	<p>当業務は、クレジットカード支払い申込書の情報をもとに、データベースを作成し、クレジットカードの有効性確認、請求・収納などのクレジット収納関連情報の授受及びデータの一括処理を当局と各クレジットカード会社の間で継続的に行い、また、個人情報記載された申込書等の管理・保管業務もあわせて行う業務である。当業務を履行するには、以下の仕様を備えた情報処理システムを保有し、20万件以上にも及び個人情報記載された申込書等の厳重な保管及び管理体制の確立が必須であり、また、事故・障害が発生しても迅速に対応できることが求められる。①当局が契約するすべてのクレジットカード会社のシステムとのデータ連携が可能であること。②当局が保有する上下水道料金オンラインシステムのクレジット収納機能に係るデータ構成(登録・請求・消込等)が行えること。③当局の電算スケジュール等に適宜対応が可能であること。</p> <p>左記業者は、クレジット収納業務開始当初から当業務を受託しており、当局の仕様に対応できる情報処理システムを保有し、当業務を安全、かつ、継続的に履行できる唯一の業者であることから、左記業者を特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	営業課
給配水管維持管理業務(総価+単価契約)	平成29年3月27日	札幌市管工事業協同組合	1,536,012,000	<p>本業務は、閉庁時に発生した水道施設の事故への迅速な初期対応及び応急措置等を行うとともに、給配水管の公道漏水の復旧などの緊急対応を行うものである。左記団体は、水道施設の維持管理に関する高い技術、経験を有するとともに、24時間365日の緊急出動が可能であり、緊急・専門的内容に対応できる知識や現地出動の必要性を的確に判断できるのは左記団体以外にはない。また、左記団体は、官公需適格組合を取得しており、年間の業務委託量に対し効率的な対応が可能で唯一の団体である。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水課

契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	主管課
貯蔵品管理等業務	平成29年3月27日	札幌市管工事業協同組合	82,188,000	<p>本業務は、市民生活の重要なライフラインである上水道施設に使用する資材の在庫・入出庫管理、水道事故の際に必要となる資材の確保及び緊急出庫を24時間体制で行う業務である。また、緊急出庫に伴う他工事との調整や、在庫が無い場合の代替案の提供等を24時間対応する必要があるため、水道工事及び資材についての知識や経験のない組織では、本業務の円滑かつ機動的な対応は困難である。左記団体は、札幌市内の水道管工事を行っている企業が加入する組合であり、専門知識と豊富な経験と実績を備える人材を有しているだけでなく、市内全域をカバーできる組合員(水道企業)ネットワークとなっているため、適切かつ敏速な対応が求められる水道事故の緊急出庫において24時間体制での対応が可能な唯一の団体である。以上のことから、本業務を遺漏なく履行できる組織である札幌市管工事業協同組合を特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	給水課